

議案第73号

## 静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市清水庵原球場条例(平成17年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第19条とし、第13条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1号中「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり」に改め、同条ただし書中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条に次の表を加える。

	区分	開場時間
本球場		午前9時から午後9時まで
第2球場	4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで
	6月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
	9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年の1月31日まで	午前9時から午後4時まで

第4条を第5条とする。

第3条中「静岡市清水庵原球場（以下「球場」という。）」を「球場」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（球場の構成）

第3条 静岡市清水庵原球場（以下「球場」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 本球場
- (2) 第2球場
- (3) 前2号の施設に附帯する施設

別表中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同表1施設の利用料金の限度額の表中「1施設の利用料金の限度額」を「1 本球場の利用料金の限度額」に改め、同表備考5中「第4条ただし書」を「第5条ただし書」に改め、同備考7中「第5条ただし書」を「第6条ただし書」に改め、同備考11を次のように改める。

11 本球場の利用料金の限度額には、室内練習場の利用を含む。

別表2附帯施設の利用料金の限度額の表備考2中「利用料金により利用できる施設には、会議室」を「利用料金の限度額には、会議室の利用」に改め、同備考3中「1施設の利用料金の限度額の表の施設」を「本球場」に改め、同備考5中「施設の」を削り、同表を別表3附帯施設の利用料金の限度額の表とし、同表の前に次のように加える。

## 2 第2球場の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		4月1日から5月31日	一般	1,500円
まで及び8月1日から 8月31日まで	生徒等	1,200円	1,600円	400円
	6月1日から7月31日	一般	1,500円	2,000円
まで	生徒等	1,200円	1,600円	800円
	9月1日から10月31日	一般	1,500円	2,000円
まで及び2月1日から 3月31日まで	生徒等	1,200円	1,600円	
	11月1日から翌年1月	一般	1,500円	1,500円
31日まで	生徒等	1,200円	1,200円	

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 時間区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前 午前9時から正午までの時間
  - (2) 午後 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
    - ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後1時から午後4時までの時間
    - イ ア以外の期間 午後1時から午後5時までの時間
  - (3) 夜間 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
    - ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
    - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第5条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 7 第6条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

第2条 静岡市清水庵原球場条例の一部を次のように改正する。

別表1 本球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 本球場の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツ又は	一般	7,530円	10,040円	7,530円

レクリエーションに利用 する場合	生徒等	5,970円	7,960円	5,970円
その他の場合		37,650円	50,200円	37,650円

別表3 附帯施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 3 附帯施設の利用料金の限度額

区分		単位	金額
照明施設	全点灯	1時間につき	2,820円
	3分の2点灯	1時間につき	1,880円
	3分の1点灯	1時間につき	940円
室内練習場		1室1時間につき	520円
本部設備		一式1回につき	3,140円
会議室	大会議室	1時間につき	410円
	小会議室	1時間につき	210円

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
  - (3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市清水庵原球場条例（附則第4項において「新条例」という。）別表の規定は、前項第3号に定める日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 附則第1項第2号に定める日以後の静岡市清水庵原球場の第2球場の利用料金の設定、利用に係る許可の手續、利用料金の收受その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。
- 4 新条例別表の規定に基づく静岡市清水庵原球場の利用に係る利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。